

令和6・7年度入札参加資格審査申請における申請様式の変更について

令和6・7年度入札参加資格審査申請における団体個別書類について、令和6年10月1日から以下のとおり様式が変更となります。

なお、本変更に係る入札参加資格審査申請マニュアルは[こちらから](#)ご確認ください。

1 入札参加資格審査申請書（変更申請の場合は記載事項変更届）

申請団体毎に1枚ずつ提出する様式（全団体に申請を行う場合は57枚必要）から、申請団体数・業種数を問わず1枚のみ提出する様式に変更となります。

2 委任状（業種毎に1枚・押印不要）

令和6年10月1日より「使用印鑑届兼委任状」を廃止し、「委任状」の提出に変更となります。

委任する場合のみ、対象の各団体・業種毎に1枚ずつ提出してください。

委任しない場合、印刷時に出力されないため提出は不要です。

審査後、団体から返却しないため、返信用封筒は不要となります。

ただし、以下の11団体については、従前と同様、使用印鑑届兼委任状（業種毎に2枚・要押印）と返信用封筒（長形3号封筒に110円切手を貼付し返信先宛名を記入）の提出が必要となります。

○使用印鑑届兼委任状の提出を求める団体

市川市、印西市、大多喜町、柏市、鎌ヶ谷市、鴨川市、流山市、野田市、船橋市、
松戸市、北千葉広域水道企業団 計11団体

※団体毎の委任状・使用印鑑届兼委任状の取扱いは[こちらから](#)ご確認ください。

上記変更は、10月1日以降に印刷を行う申請書類に適用されます。

9月30日以前に登録を行った申請については、10月1日以降に印刷を行うと上記変更後の様式が出力されます。

既に印刷済みの場合は、上記変更前の様式による提出でも問題ありません。

◆委任状・使用印鑑届兼委任状の提出条件

番号	書類名	摘要	対象団体
1	委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・委任する場合のみ必要 ・業種毎に1部・押印不要 ・返信用封筒は不要 ・審査後、団体からの返却はありません 	千葉県、旭市、我孫子市、いすみ市、一宮町、市原市、浦安市、大網白里市、御宿町、勝浦市、香取市、木更津市、君津市、鋸南町、九十九里町、神崎町、栄町、佐倉市、山武市、酒々井町、芝山町、白子町、白井市、匝瑳市、袖ヶ浦市、多古町、館山市、千葉市、銚子市、長生村、長南町、東金市、東庄町、富里市、長柄町、習志野市、成田市、富津市、南房総市、睦沢町、茂原市、八街市、八千代市、横芝光町、四街道市、かずさ水道広域連合企業団計46団体
2	使用印鑑届兼委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・委任の有無を問わず必要 ・業種毎に2部・要押印 ・団体毎に返信用封筒1部を添付 ・審査後、団体から1部返却されます 	市川市、印西市、大多喜町、柏市、鎌ヶ谷市、鴨川市、流山市、野田市、船橋市、松戸市、北千葉広域水道企業団計11団体

※提出する『返信用封筒』の数は、本表および『申請（委任）状況一覧』の附表（システムから出力される様式）で確認してください。